

## 法職講座の理想と現実



中央大学法職講座運営委員

森 田 洲 右

一、中央大学法職講座運営委員会は、昭和五十八年二月十四日その設置が決定し、同年三月十四日に第一回の委員会が開催された。

直ちに、同年五月九日に開催の開講式とシンポジウムを皮切りに、初年度は「特別講座」、「判例、学説解説講義」、「演習講座」、「自主ゼミナール」が設置・運用された。しかし準備期間が少なかつたため急造の感はまぬがれず、種々の面について外からの批判があり、内において反省がなされたことは否めず、又止むを得ないことであつた。

反省されるべき点として、科目毎にわたって、一人講師による一貫した系統的な教授が求められるものであるとした。依頼した講師の都合もあって、理想が実現されなかつたという障害もあつた。そこで次からは早期に各講師に依頼すること、企画と実行を出来るだけ早く実現することを課題としたものであつた。

昭和五十八年度の司法試験の結果は、早大一位、東大二位、中大三位であつた。昨年度における結果が、九年ぶりに中大一位となつたこととは対照的であつた。中大の内外に与えた落胆と反響は大きいものがあつたが、同委員

会の設置は、中大の傾斜傾向に対する大きな歯止めになると思った。

二、右法職講座の第二年度目は、「入門講座」を新設して、一、二年生に法律学が身近な学問であることを認識させることから始まり、「基礎理論講座」、「応用講座」、「演習講座」、「自主ゼミナール」を設置した。各講座との関連性と、段階的かつ反復的に有効に運用されることを心がけられ、指導力ある優秀な講師を学内、学外から招聘することが出来、高度な講義内容の維持に努めた。学力の高い受講生に照準を当てた講義を特に要望し、詳しいレジュメを事前に提出願うことなどにより、一段と講義が司法試験に向けて成果のあるものになる努力が払われたが、受講生の勉強意欲と高い忍耐力の問われる試験だけに、学生らの精神面の不満が批判材料として示された。

中大生の論文作成能力に問題があるとの巷間の指摘に応えるため、「演習講座」は論理構成を念頭においた論文作成の手順に基づく講座となっており、「自主ゼミナール」も指導員となる合格者に対して、この点を特に求めるものとなった。しかし、司法試験に合格するためには優れた論文作成能力が養成されなければならず、したがって現実に高度の指導が絶対的に要求されるものである。法的思想を基礎に置いた、正確な法的思考力と明瞭な表現力が必要となる。そのためには、徹底した答案練習が反復して行われなければならないところ、本法職講座の現段階では人的かつ財政の面で直ちにその実現は極めて困難であるため、ここにも法職講座運用に向けての理想と現実の間に大きなギャップが感じられる。

三、都心で司法試験勉強に明け暮れている本学卒業生のために、有利な勉強の条件と良い環境を設けてやることは、本学と中大法曹会の心からの願いである。学研連の一部では、独自に分室を運営しているが、これは研究室の伝統が生きているものであることと共に、温かい同志愛と兄弟愛によるものであると思う。本法職運営委員会は、昭和五十九年度において、「都内直前講座」を開設し、本学理工学部の校舎を使用して、中大卒業生に対して、都内に

おける講座の実行に着手した。最初は、司法試験直前に、重点的な対処療法的講座を開く程度となったが、都内の卒業生の間には、母校の心ある配慮に感動して、大いに心強く思い、一段と勉強に精を出す結果となっている。同年度の司法試験の結果は東大一位、中大二位と、本学は早大を抜いて二位に返り咲いた。しかし都心講座の運用についても、更に充実した講座の設営と、継続的講座の実行を迫られているものであるし、同講座を都心の多くの卒業生に、もっと徹底して知らせるための宣伝方法と、続けて使用が可能な広い講堂を外部に確保することが必須のこととして求められている。ここにも、理想と現実の乖離が存しているけれども、更にこの実現のための努力を怠ってはならないと思う。

四、昭和六十年度は法職講座開設三年目に当たる。理想と現実の狭間にあつて、出来るだけ理想に近づこうとして努力している同運営委員会に対して、今や心から支援を惜しまない会員が多く現れてきていることを強く感じるものである。本年度の本講座運営日程は「入門講座」（開設予定（以下同じ）四月二二日）「応用講座」（五月九日）「基礎理論講座」（十月一日）「演習講座」（十月二十一日）「自主ゼミナール」（十一月十八日）と、都心では「都心特別集中講座」（五月十三日）「都心演習講座」（六月三日）と決定した。多摩における「演習講座」では論文作成能力養成のために、答案練習を実行することとした。その方法と時期並びに回数に講師の都合等と合わせて後日決定することとなっているが、理想に向けての現実的努力の現れが、ここになされたものである。又同講座は「基礎理論講座」の受講者から選抜していたが、その枠を取りはずして自由に受講出来ることとした。この処置は、同受講生の数が少ないということであつて、決して喜ばれる現象ではない。選抜方式により、能力に応じた実のある、競争原理を導入した指導をと画いた理想像が、期待しない現実に妥協した産物である。

都心には「特別集中講座」として、いわゆる直前講座のほかに、継続的講座としての「都心演習講座」を六月三

日から十月三十一日まで、約五か月開催することとして、都心卒業生の期待に応えようとしている。講師は実務家と学者に依頼して、実戦的な内容の講座とする希望を持っているものであるが、前年度において指摘されたとおり、PRと受講生の真の要望に応えるものであるかが、将来の講座運営の内容に大いに影響するものであると思う。

五、法職講座運営に関して、中大法曹会と学研連にはそれぞれ関係委員会が設けられて検討審議している。その結果が、その度毎に意見となって表明されたり、文書による「意見」となって大学等に提出される予定である。母校大学を想う心、中大の学生と卒業生に対して、司法試験の合格に必勝を期待して止まない中大法曹界の先輩には、全く頭の下がる思いがする。中大法職講座運営委員会は、この立派な先輩の助言と指導を受けて、何とかして司法試験合格者数第一位の栄光を取り戻すべく、真剣に努力しているものであるが、同講座運営に向けての高い理想を実現するためには、この厳しい現実を克服しなければならない。そこで、ここに中央大学に対して迅速かつ大胆な配慮と、法学部の温かい指導、並びに法曹会・学研連の物心両面にわたる支援を心から期待する次第である。

(60・3・4) 以上



昭和六〇年 五月一三日

中央大学法職教育の強化充実に関する意見書

中央大学法曹会

幹事長 信部 高雄

学校法人中央大学理事長同総長職務代行

渋谷 健一 殿

中央大学学長

川添 利幸 殿

中央大学法曹会は、中央大学法職教育の強化充実を図るため、現状の分析と法職教育強化充実のために必要な対策について左記のとおり意見書を提出します。

本意見書は、第一部においては意見書の基礎をなす中央大学の現状を明らかにし、第二部においては各対策ごとに意見の要旨と理由を述べます。

目次

第一部 総論 — 現状の分析及び今後の対策—

第一、現状の分析 ..... 二九

一、合格者数変遷の概要 — 他大学との比較において— ..... 二九

二、合格者数変遷の分析 ..... 三〇

三、中大における受験生の現状 ..... 三二

四、受験環境の変化 ..... 三三

第二、今後の対策

一、合格者漸減傾向の原因分析の必要性 ..... 三五

二、大学の役割 ..... 三五

第二部 各論 — 各語問事項に対する答申—

第一、語問事項

一、この対策の要旨 ..... 三五

二、この対策を必要とする理由 ..... 三六

第二、法職講座をより一層強化するために次の諸点を改善すべきである。

一、改善すべき事項 ..... 三七

二、この改善を必要とする理由 ..... 三八

第三、大学会館（駿河台所在）において卒業生を対象とした法職講座を開設すべきである。

一、この対策の要旨 ..... 四一

二、この対策を必要とする理由 ..... 四二

第一部 総論 — 現状の分析及び今後の対策—

第一、現状の分析

一、合格者数変遷の概要 — 他大学との比較において—

中大の合格者数及びその総合格者数に占める割合（以下占拠率という）等（別紙学校別・年度別合格者数参照）を、昭和二四年から昭和五九年までを三期に分けて他大学との比較において概観すれば、以下のとおりである。

1. 第一期（昭和二四年から昭和三九年まで）—（ ）内の数字は占拠率を示す—

昭和二四年……総合格者数二六五名、第一位東大九六名（約三五%）、第二位中大五九名（約二%）、第三位京大二

六名(約一〇%)。以下明大、関西大と続く(昭和五八年第一位の早大は六名(約二%)であった)。

昭和二六年……総合格者数二七二名、第一位中大九三名(約三四%)、第二位東大七九名(約二九%)、第三位京大二〇名(約七%)。中大が首位を奪取し、昭和四六年に東大に逆転されるまでこの後二〇年間に中大の天下が続く。

この期の中大は、昭和三三年総合格者数三四六名中一〇六名(約三一%)と合格者数において一〇〇名を突破し、昭和三六年総合格者数三八〇名中一三三名(約三六%)と史上最高の占拠率を示し、昭和三九年総合格者数五〇八名中一七〇名(約三三%)と最多合格者を記録するというように、まさに全盛期であった。東大はこの間第二位、平均して約一五%の占拠率に止まっていた。

## 2. 第二期(昭和四〇年から昭和四八年まで)

昭和四〇年……総合格者数五二六名、第一位中大一四八名(約二八%)と合格者数では一〇〇名を超えていたが、占拠率が三〇%台から二〇%台に落ちた。

昭和四六年……総合格者数五三三名、第一位東大一二七名(約二四%)、第二位中大一一六名(約二二%)と東大が二〇年ぶりに首位に返り咲いた(その後中大は昭和五七年首位を一度奪回した以外は東大に負け続けている)。

## 3. 第三期(昭和四九年から昭和五九年まで)

昭和四九年……総合格者数四九一名、第二位中大八五名(約一七%)と合格者数で一〇〇名を割ったうえ、占拠率も

一〇%台に落ち、以後この状態が続く。一方早大は第三位七〇名(約一四%)と追い上げてきている。

昭和五六年……総合格者数四四六名、第二位中大五八名(約一三%)と史上最底の占拠率となり、第三位早大との差は僅か二名であった。

昭和五七年……総合格者数四五七名、第一位中大八八名(約二〇%)と再び首位となった。

昭和五八年……第一位早大八八名(約二〇%)、第二位東大八三名(約一九%)、第三位中大六三名(約一四%)と、はじめて早大が首位を奪い、中大は昭和二四年以来初の第三位となった。

この期の特徴は、中大が合格者数及び占拠率において減少傾向を示しているのに対し、東大は占拠率において一七%から二三%を上下するという安定した状態を示し、早大は占拠率において一〇%から一六%の間を上下していたのを昭和五八年二〇%台に上げる伸びをしめした。

## 二、合格者数変遷の分析

1. 以下、前項に述べた各期における合格者数の変遷の原因分析を試みる。

### 第一期の原因分析

この期は中大と東大の二巨頭時代で、中大の競争相手は東大だけであった。この期に中大が首位に立ち、約三〇%台の占拠率を示すまでに至った原因を推測すれば、以下のように考えられる。

第一に、従前より東大は官界・実業界、早大は実業界に伝統的な実績・人脈を有し、学生もその分野に進む者が多かったのに比べ、これらの背景に乏しい中大はその分野でトップの座につく可能性が少なく、これを必要としない司法界（特に在野法曹）の道を選ぶ者が多かった。

第二に、この期の合格者の中には夜間部出身者が多く、一般に学生には学費の安い中大で苦学しながらでも資格を取ろうというハングリー精神が旺盛であった。

第三に、学研連という司法試験受験団体が創成期の情熱をなお失なわず、先輩による後輩指導体制が健在であった。

第四に、試験問題は「・・・について論ぜよ」式の簡明なものが多く、大学の講義との関連性も薄いため、たとえ独学でも十分対応でき、この道を志す者が多ければ多いほど合格者数を増大させることができた。

第五に、この期の中大の教授・講師陣には他大学などから招かれた人が多く、中大出身の教授・講師も刺激を受けて質の良い講義をしていた。

## 2. 第二期の原因分析

この期のはじめ、中大が合格者数としては首位を維持しながら占拠率において三〇%台から二〇%台に落ちた最大の原因は、東大・早大が徐々に司法試験に目を向けはじめ、東大は二〇%台、早大は一〇%台にそれぞれ占拠率を伸ばしてきたことにある。

昭和四六年に東大に首位を奪回された際にいわれた原因を

挙げれば、以下のとおりである。

第一に、東大紛争で官界に進む道を閉ざされた学生が司法試験に流れたうえ、東大紛争は早期に正常化されたのに、中大は学園紛争の拠点校となり、ロックアウトのため教授も学生も大学の人的物的施設を十分利用できない状態にあった。

第二に、中大の学費の高騰に伴って、極めて恵まれた環境の学生が多くなり、第一期にみられたようなハングリー精神が失われた。

第三に、法務省の方針が、国立大学で若い人を合格させようとの意図を露骨にしてきた。このことは、試験問題の変化、審査委員の選考などにあらわれている。

第四に、後にも述べるように司法試験問題との関連においていえば、中大の講義に比べ東大の講義は試験を意識して工夫されていると思われる。そのうえ審査委員は東大の教授が多く、期末試験の問題を司法試験問題に同質化させているため、東大の学生は講義を受けていけば必ず合格するとの確信をもつほどである。

## 3. 第三期の原因分析

この期は、中大の合格者数はさらに減少し、占拠率は一〇%台に落ち、中大、東大、早大の三巨頭時代に入った。

この現象は、第二期の占拠率減少原因を受けついでいる他に、早大の法職講座の成果が出はじめ、早大の占拠率が上昇したほか、全国のあらゆる大学の学生が司法試験をめざすようになったため、中大のシェアを圧迫したことがその原因と

して挙げられる。また第二期における中大法学部に対する社会の評価は、従前、司法試験合格者数において、第一位を保持してきたことから、「法科の中央」として、その名声を得てきていたものと考えられる。もっとも、司法試験合格者数において、中央大学が一位の座にあった昭和四六年以前においても、司法試験合格率（各大学の受験者数に対する合格者の割合）においては、東大が五パーセント前後の合格率であるのに対し、中大は一パーセント前後にすぎず、司法試験合格者数第一位の座は中大生の多くが司法試験を受験するという「量」の面で支えられてきたことも否定できないところである。しかしながら、合格率というようないわば専門的データは必ずしも社会に広く流布されるものではなく、社会は一般に合格者数を重視するため、合格者数が首位であることは中大法学部ひいては中大全体の名声を高めるのに貢献し、高学力の学生を集めるといふ良い循環状況であったと考えられる。ところが、第三期に入って昭和四七年に東大が合格者数の面でも第一位となり、以後二回の例外はあるものの、中大は第一位の座を明け渡し、昭和五八年には早大が第一位を占めるにおよび、中大に対する社会的評価はおおいに低下したものと云わざるを得ない。このような状況下では、今後入学する学生の学力の低下、司法試験合格者数の減少という悪循環に陥る危険がある。

### 三、中大における受験生の現状

前二項において、数字によって昭和四八年・九年を境とす

る中大合格者の減少傾向を指摘し、その原因の分析を試みたが、現時点における中大生の現状をさらに詳細に分析する。

#### 1. 受験志望者数の減少

昭和三八年・九年当時までは司法試験合格者輩出の実績を有する私立大学は中大をおいてほかになく、それは前述の数字が如実に示すところであった。それ故資質の高い学生を多数集めることができた。中大法学部入学者の大半は受験を目的としていたと言えるであろう。ところが昭和四八・九年の転換期においては、それがクラス五〇名中ほぼ半数、昭和五一年に至っては、クラス当たり一〇名前後に減少してきている。

この原因としては、つぎのようなことが考えられる。第一に、比較的裕福な家庭の子弟が多くなり、将来のため何かなんでも資格を取るといふ気概を持つ者が少なくなってきたこと、第二に、就職状況がよくなり、一流企業への進出がみられるようになったこと、第三に、価値感が多様化したこと、たとえば「法曹だけが人生じゃない。あくせくガリ勉するばかりが能じゃない。大学時代にしたいことはほかに山ほどある。大学時代にガリ勉して受ければいいけど、受からなければその後どうする。卒業と同時に良い企業に就職する方が、何年もかかって受かるより、人生という単位で考えれば得」という意見、感想が現在学生の間で語られている。また、三年生までは受験勉強してきたものが、四年生で択一試験に失敗すると途端に就職へと方向転換する。これも右にみた三つ

の原因がその根底にあるものと思われる。

## 2. 講義について

かつては講師として他大学の教授や現職の裁判官・検察官を招いていた。いま思うに、当時は中大の教授陣が、その外来の講師たちに学生を奪われまいと講義内容を工夫するところがあつたのではなからうか。ところが、現在では専門科目の学外講師はきわめて少ない。また受講生はクラス単位の割当制で各教授陣に均等配分されるシステムとなつてゐる。このような状況下にあつては、教授間に講義に関し、よい意味での競争関係が薄れ、講義内容も単調になり、工夫の足りないものになつてゐるのではなからうか。司法試験をめざす学生には、講義に物足りなさを感じる者が多いと聞く。

また他方では「何も皆が司法試験を受けるわけではない。普通に就職する者の方が多いのだから、講義のレベルを上げてもついでに行けず無意味である。」との意見もある。

このように、学生の側からの大学の講義に対するニーズが多様化してきたのであれば一方のニーズに合わせるのではなく、中大全体があらゆる社会に進出するよう講義の内容を多様化し充実すべきである。

## 3. 多摩移転によるデメリツト

### (一) 学力の低下

これを中大の凋落の原因として挙げるのが適切か否か問題なしとしないが、昭和五八年度の駿台予備校のデータによれば、偏差値(難易度)を基準にしたとき一位は早大政経(政

治)・上智法(政治)六一、二位早大法五八、三位慶大法・上智法(法律)五七、四位中大法(法律)五五という数字が示されている。過去のデータが不足なため移転前との直接的な比較は出来ないが、右数字による限り学力が低下したと言わざるをえないのではないか。

### (二) 卒業生と在学生の分離

過去における重要な受験指導のあり方は、学研連における先輩による後輩の指導であつた。後輩は身近な先輩がどういう勉強をして受かつていったかをつぶさに見て勉強方法を学んだ。また逆に先輩は後輩におおられて勉強したのである。ところが、移転によつて先輩・後輩の連絡が絶たれた。その結果、一時期在学生は勉強の指針を失つた。

(三) 移転によつて卒業生は大学施設の利用が地理的に不可能となつてゐる。講義を聴講することも不可能である。

## 四、受験環境の変化

### 1. 出題傾向の変化

昭和四〇年頃、昭和四八・九九年頃の二回にわたり論文試験の出題傾向が変化している。第三期に関係のある四八・九九年頃には特に憲法・商法に、出題が単なる説明式から事例式に一点質問型から横断的質問型に変化してきている。他の科目においても同様の傾向が見られる。また択一試験も昭和五五年以降論理思考型の出題傾向になつてゐる。これは、法務省において、暗記型の者より論理思考型の者を選抜しようと思つたためであらう。このような問題の変化に対して、東大

ではこれに合うよう講義内容を工夫しているといわれており、期末試験問題も司法試験の傾向と一致している。従って東大生は講義中心の勉強が即ち司法試験対策となり、合格につながるが、  
がっていく。

ところが、中大ではこのような講義内容の工夫がない。加えて、暗記型の勉強になじんでいた中大生の多くが、出題傾向の変化に対応できずにいるのではないか。

右の相違によって、択一試験合格者の論文試験合格者率が、東大生六分の一に対し中大生一〇分の一という差になって現われているのではないか

## 2. 受験予備校の台頭

現在、辰巳法律研究所、早稲田司法試験セミナー、L E C、東京法科学院、東京法科アカデミー等の司法試験専門の予備校がある。これらは早期合格に向けた極めて機能的実践的なきめこまかい指導、あらゆるサービスの提供によって受験生をひきつけている。

ある予備校の指導内容を概観すると、「特別集中講座A」―元司法試験委員を中心とした教授陣により一科目約三〇時間の講義を行う。期間は七月から九月まで。全教科を受講すると一〇万八〇〇〇円の受講料を要する。「基本書読み込み講座B」―特定の教科書を解説するという内容。期間は七月から二月まで受講料は全教科で九万八〇〇〇円を要する。「通信制答案練習講座C」―年間受講料八万二〇〇〇円。「通信制短答案演習講座D」―年間受講料五万六〇〇〇円。

「小教室E」―ゼミナール形式の講座。七月から三月まで二二万円、一〇月から三月まで一七万円。「答案練習会」―年間受講料九万三〇〇〇円。「論点講座」―年間受講料一〇万八〇〇〇円。その他二、三の講座を用意している。

右のような至れり尽くせりの内容を持つが、例えば全講座を受けるとするとその受講料は約八〇万円を必要とする。受験生の多くは自己の不得意科目だけに絞って受講する等出費を抑えようとはしているが、それにしても多額の費用を必要とすることは否定できない。しかもかような予備校に受験生が集中するのは結局金がかかっても良い内容の講義・答案練習を求めるからに他ならない。

## 3. 他大学との比較

早大は約一〇年前から司法試験対策を真剣に考え、法職講座の充実、カリキュラムの変更等をはかってきた。他方中大はこのような対策に遅れをとり、近年ようやく法職講座の内容が整備されつつあるが、さらに改善すべき点もあると思われる。しかも多摩移転により、大学と切り離れた卒業生に対しては十分な対策がとられていない。

また、法職課程の充実を果した早大にしても、受験生の多くは予備校にも通っているのが実状である。中大としては受験生が予備校に何を求めているかを真剣に考えた上で法職講座の充実策を講じなければならぬであろう。卒業生対策にあっても事は全く同様である。

## 第二、今後の対策

## 一、合格者漸減傾向の原因分析の必要性

合格者漸減の原因を前記のとおり分析したが、本来大学当局がこれを組織的に調査研究すべきである。その具体的方法としては、受験生に対するアンケート調査、卒業生に対する追跡調査、合格直後の者とのディスカッション等を行い、これによって中大の受験環境・受験対策の現状等を最もよく把握している者から新鮮且つ正確な情報を収集すべきである。また、他大学や予備校の司法試験受験指導体制、その有効性の動向にも目を向けて情報収集に努めるべきである。これらの情報を分析してはじめて有効適切な対策を立て得るのである。

## 二、大学の役割

現在の文科系の大学教育一般がマスプロ教育であって、質の高い講義を徹底して理解させるのが困難な状況にあることは確かであろう。しかも、さきに指摘したように「学生は司法試験受験生ばかりではない。普通に就職していく者が圧倒的に多い中で余りに高度な講義は必要でない。」という声も聞く。しかし、官界実業界を目指す学生に対しても、所要分野の各科目について、最高学府の名に恥じないレベルの高い講義をすべきである。ここで、学んだ優秀な人材を官庁・企業等の分野に送り出せば、中大への社会的信頼・期待も高まるはずである。特に司法試験を目指す学生について言えば、質の高い講義をすることによって今まで教室に背を向けていた学生を呼び戻せるし、また司法試験を意識していなかった

学生にも挑戦する気を起こさせる契機となる。前述したように東大では司法試験に直結する中味の濃い講義をしているため、入学直後から司法試験を意識し、真剣に講義に臨み、自然発生的に受験グループができるということである。論文試験合格率が極端に低い前述の中大生の傾向の一因は、講義を軽視し独学癖に陥る受験生が多いことにある。講義のレベルを上げ、基本原理を正確に理解させ、自らの頭で思考する能力を身につけさせるべきである。

## 第二部 各論 — 具体的な対策 —

### 第一、諮問事項

「法職専門コースを新設」すべきである

その内容は次のとおりである。

#### 一、この対策の要旨

中大法学部法律学科内に、「法職専門コース」を設置すべきである。

1. 中央大学法学部法律学科に、次の二コースを設置し、異なったカリキュラムを用意する。

(一) 「基本法コース」(法職専門コース)(仮称)

司法試験、公務員試験受験希望者を主たる対象として、基本六法に重点を置くものとする。

(二) 「実務法コース」

会社就職希望者、家業従事希望者を主たる対象として、現

代社会に必要とされる法律に重点を置くものとする。

なお、右のコース間では、他のコースの必修科目を履修する限り、次年度当初においてコースの変更ができるものとする。

右コースのカリキュラムは、一年を前期・後期に分け、半年単位で一年分（原則四単位）の講義とする。

## 2. 「基本法コース」（法職専門コース）の概要

(一) 司法試験受験希望者向きの法職専門コースとし、同時に、公務員試験受験希望者にも適するコースとする。

(二) 司法試験の必修科目である憲法、民法、刑法、商法、訴訟法などの基本法に重点を置くこととし、カリキュラム編成にあたっては、司法試験の法律選択科目、司法試験の教養選択科目、公務員試験の試験科目を網羅する。

(三) 重点科目ならびに行政法等重要選択科目にあつては、一つの科目につき、講義と、演習とをカリキュラム編成の上で一セットをする。

(四) 講義及び演習の水準については、学生が十分な予習をしてくることを前提とした高水準のものとする。

(五) 定員を二〇〇名程度とし、希望者が定員を超える場合は、各年度ごとに、試験を実施し（したがって、基本法コースは優秀な成績を取めないと入れ替えが行なわれる）、選抜制とする。

## 3. 「実務法コース」の概要

(一) 現代社会に必要とされる法律に重点を置いた会社就職

希望者等、実業界に進路を希望する者向きのコースとする。

(二) 基本法とともに、企業法務ならびに現代社会において需要の高い次の各科目を必修科目とする。

- ① 憲法 ② 民法 ③ 商法 ④ 民事訴訟法
- ⑤ 民事執行法 ⑥ 倒産法 ⑦ 労働法
- ⑧ 独占禁止法 ⑨ 会計学 ⑩ 英米法
- ⑪ 無体財産法 ⑫ 租税法

なお、語学力の充実を計るべくカリキュラムに配慮を加える。

(三) 最終年次ないし適時の年次に、実務を題材にして、総合的に法律を応用するケーススタディ方式の科目を必修科目として設置する。

## 二、この対策を必要とする理由

1. 学生の進路希望の状況と大学教育に対するニーズに配慮するためには、内容の異なる二つのコースを設置する必要がある。

## 2. 「基本法コース」（法職専門コース）について

### (一) 基本法の重視

現行のカリキュラムでは、多くの法律科目の履修が求められているため学生は消化不良を起し、基本法に対する理解さえ十分得られない結果となりがねない。むしろ、国家試験受験のための基本法に重点を置くべきである。基本法の確実な修得は他の法律を理解する基礎となる。

### (二) 演習の重視

一般の講義では、法律のマスター、立体的で生きた法の理解、リーガルマインドの修得は、期待し難い。これらのためには、演習により、法的思考能力を高めるのが最も好ましい方法である。

もつとも、大衆化した大学の現状においては、カリキュラムの中で、各科目の全てに演習を受けさせることは困難である。そこで、せめて基本法の科目については、一般の講義と演習とを一つのセットとしてカリキュラム編成をすべきである。

### (三) 前期・後期制の採用

現在の制度によれば、各科目の履修期間は、一年間である。このように、一年間にわたって、多数の科目を履修することは学習効果を高める上で、疑問なしとしない。在学中に基本法を修得させるためには、短期間に集中的に履修させる方が効果的である。

そこで、一年を前期と後期に分け、一科目を半年で履修するカリキュラム編成が必要である。

### 3. 「実務法コース」について

現代社会は、様々なリーガルサービスを求めている。

経営法友会（一部上場企業の法務部の団体）は、『現代の大学（法学部）教育に望む』と題する提言の中で、特に諸法規を総合的に理解して実践的に対応できる能力を養成するため、企業法務のケーススタディの採用を主張している。

そこで、現代社会においてニーズの高い法律科目に重点を

置いた『実務法コース』を設置し、社会の要請に応えることが必要である。

第二、法職講座をより一層強化するために次の諸点を改善すべきである。

#### 一、改善すべき事項

検討されるべき改善策は次の諸点である。

1. 初学者を対象とするセミナー形式による指導を行うべきである。

(一) 対象者 新入生の他、司法試験に対する勉強が初歩のレベルにある者

予定人員 一五〇名程度

指導員 東京近辺在任の若手弁護士

編成 一グループ一〇名程度、指導員一名程度

期間 一年（五月開始、翌年三月まで）

回数 月二回以上

#### (二) 指導方法

初学者を対象とするものであるから、指導にあたっては大学の講義ないし「基礎理論講座」の進行に見合った内容に絞り、その理解を十分なものとする方向で、司法試験に即した「勉強方法」を身につけさせることに力点を置く。

2. 「基礎理論講座」については、次の点が検討されるべきである。

(一) 憲法・民法・刑法の基本三科目に重点を置いたカリキュラムを組む。

(二) 開講時期を現行より早める。

(三) 受講資格(現行二年生以上)を、科目を憲法又は民法に限ったうえで、一年生にも与える。

3。「演習講座の実施科目及び講師数を可能な限り増加し、多くの学生が受講できるようにすべきである。

4. 現行の「自主ゼミナール」は、運用上、次の点に留意して今後とも積極的に行われるべきである。

(一) 対象者を一定のレベルの実力があるグループに絞る。

(二) チューター(指導員)となるべき合格者を確保し、かつチューター相互の連絡を密にする。

(三) 実施回数ができるかぎり多くする。

(四) ゼミナールを行う場所を都心にも確保する。

(五) この制度の存在・意義を周知せしめる。

5. 答案作成の指導を継続的に行うべきである。

6. 司法試験の合格を目的とした「特別コース」を設置すべきである。

二、この改善を必要とする理由

1. 現行法職の概要

昭和五九年度に実施された法職講座は、

(一) 入門講座 一・二年生対象 五月から七月

(二) 応用講座 三年生以上(含卒業生) 五月から一〇月

(三) 基礎理論講座 二年生以上(含卒業生) 一〇月から三月

(四) 演習講座 応用講座受講生 一〇月から三月

(五) 自主ゼミナール 一月から

2. 改善すべき事項1、について

(一) 初学者に対する指導の強化

(1) 現状では司法試験に合格するまでに相当の年数を要し、卒業後の受験環境は次第に悪化するのであるから、司法試験を目指す者は、早期に固い決意で計画的に対処していく必要がある。

中大においては、司法試験に関心のある者もその多くは未だ確固たる決意を持たず、あるいは司法試験の現状についての認識も乏しく、どのように対処していくかを知らない状況にある。そのため司法試験に対し本格的に取り組む時期が遅れたり、あるいは意気込みや情熱がから回りにして、志半ばで脱落・挫折していく者が少なくない。

したがって、法職講座においては、司法試験に関心のある新入生・初学者に対して時機を失せず司法試験に関する確かな情報を与え、自主的・意欲的な勉強を進めさせるべく指導していく必要がある。

(2) 従来の法職講座においては、かような要請に対して「入門講座」が設置されており、その意義は十分に評価できているが、同講座は法学入門及法曹像に関する講義が主であり、七月に終了するものであるから、それに加えて司法試験により密接に対応した形での早期からの指導が実現されるべきである。

(二) ゼミナール形式について

学部での授業、そして法職講座の「基礎理論」「応用」の講

座などは、多数の聴講生を対象としているため、一方通行の講義形式とならざるを得ない。かような指導形式においては、受講生は往々にして受動的な勉強態度になりがちであり疑問点、不明な点の解明もおおざりにされやすい。また、マスブ口的指導では、受講生が孤立し、脱落していくことを防止しない。ゼミナール形式による個別的指導は講義形式による指導の限界を補充し、かつ学生相互の切磋琢磨によって、学習効果を高めることを狙いとしている。

初学者に対しゼミナール指導をする必要があるかという疑問はあり得るが、ゼミナールの効果は勉強が進んだ者についてだけあるのではなく、むしろ適切な指導者が派遣されるならば、受験対策上何らの指針を持たない初学者にとってこそ指導効果がる。

本ゼミナールは、従来行われている「自主ゼミナール」の前段階のものと言うべきで、本ゼミナールが「自主ゼミナール」へ接続されることが期待される。

### 3. 改善すべき事項2。について

(一) 現行の「基礎理論講座」のカリキュラムでは、二年生以上を対象として一〇月から三月までの間に、憲法・民法・刑法・商法・民訴法・刑訴法の講義を集中的に行なうものであるが、次の点において問題点が存すると思われる。

(1) 二年生の一〇月まで講義が受けられない空白の期間が生じる。

(2) 初学者にとっては、六科目について万遍なく指導を受

けるより、まず憲法・民法・刑法の三科目の基礎理論をしっかり身につけることが重要である。

(3) 半年間に六科目の基礎理論を修得することは、受講生にとってかなり困難である。

(二) これらの問題点を改善するため「基礎理論講座」の開講時期を早め、それによって得られる時間は全て憲法・民法・刑法にあて、この三科目についてじっくり指導すべきである（これら三科目は学ぶべき分量も多いから、時間数は多く必要である）。

そして、二年生までの間はこの三科目の修得に専念させることとし、科目を憲法・民法のいずれか一科目あるいは授業で履修する範囲に限定したうえで、一年生から「基礎理論講座」を受講できるようにすべきである。

学部のカリキュラムにおいても一年生の段階で憲法及び民法の一部が履修されるべきものとなっているから、法職講座において一年生からかような措置をとることは決して不相当なことではなく、むしろ二年間に分けて受講する方が勉強しやすいと思われる。

これより、初学者に対する講義の空白時期が無くなり、一、二年生の間に授業と「基礎理論講座」の二本建てによって憲法・民法・刑法の三科目について十分な理解が得られる。

(三) 開講時期を早めることは、応用講座と期間的に重複する事態を招くが、二年生までの「基礎理論講座」の受講によって憲法・民法・刑法の実力がついた者は、同科目に関する

「応用講座」を受け、秋季以降商法・民訴法・刑訴法の「基礎理論講座」を受ければ良い。一方憲法・民法・刑法について基礎的学力が未だ備わっていない者にとっては、「応用講座」は意味がなく、これらの者は「基礎理論講座」を継続して受けるべきであるから、講座重視の弊害はない。

#### 4. 改善すべき事項3. について

「演習講座」は、一方的な講義ではなく、三〇名以下の小人数で、実際の裁判例や演習問題を用いて質疑討論を行うという形式である。そこでは、受講生が自らの考えを発表し、表現力、説得力等を養い、質疑討論の中で思考の誤りや疑問点を解明していくことができる。また、「演習講座」は自主ゼミナルとちがいがい、教授、助教授らによって行われるため、高度の指導が可能である。

昭和五九年度は民法、刑法、民訴法各一講座にとどまったが、今後可能な限り講座数を増加し、多くの学生が参加できるようにすべきである。

#### 5. 改善すべき事項4. について

##### (一) 法職講座「自主ゼミナル」について

(1) 自主ゼミナルは、すでに相当程度司法試験のための学習を積んだ、在学生及び卒業生の自主グループ（三人以上）に対して、大学から当年度の司法試験合格者をチューターとして派遣し、グループが立案したプログラムに沿って一月中旬頃から一二回の予定で実践的な指導を行うものである。

(2) 自主ゼミナルは、合格のノウハウを熟知している、司法試験合格直後の者をチューターとしているため、非常に有効な指導体制と言える。

##### (二) 「自主ゼミナル」運営に際しての留意点

##### (1) 対象者について

この制度は、前記のとおり一定程度の実力あるグループを対象とするに拘わらず実際には希望者の多くが初学者であった。これでは、合格に直結する指導を与えるという本講座の趣旨が活かされないから、このゼミの対象者は今後扱一合格者等の一定程度の実力あるグループに絞るべきである。

そして、初心者のグループについては、答申の趣旨<sup>1</sup>で述べた初学者用のゼミで指導するよう役割を分担すべきである。

##### (2) 合格者の確保及び連絡について

合格者は受験産業などから有利な条件で勧誘されることが多いから、早くから一定数の合格者をチューターとして確保する必要がある。

また、これまでチューター間の交流は活発でなかったため、チューターの名簿を継続的に整備し、チューターの連絡会議を開くなどして、情報交換をすべきである。

##### (3) 指導回数について

チューターが司法試験合格者であるため、指導期間は合格後から研修所入所までの間に限定されるが、この間できるだけ指導回数を多くすべきである（二〇回程度）。

(4) 場所の確保について

チューターの負担を考えると、指導の場所を多摩校舎に限らず、都心にも数ヶ所（理工学部校舎、学生会館等）確保すべきであり、これによって都心在住のグループを指導することが可能となる。

6. 改善すべき事項5. について

受講生により多くの答案を作成させ、限られた時間内で問題対しの確に答える訓練をさせる必要がある。

その実施にあたっては、卒業生を含む希望者全員を対象とすること及び継続的なものであることを基本として従来の答案練習会形式にこだわらず、「自主ゼミナール」あるいは他の講座での実施も考慮すべきである。

7. 改善すべき事項6. について

司法試験は競争試験であるため、少数選抜制の「特別コース」を設置し、これをA、B、Cの三段階に分け、Aコースは、初学者を対象として、憲法・民法・刑法の基礎理論を理解させ、Bコースは、中級者を対象として、右三科目の外に商法の応用能力を養い、併せて答案練習の指導を行い、Cコースは、上級者を対象として、司法試験科目（選択科目を含む）について、司法試験問題と同程度の高度の講義及び答案練習の指導を行い、講師は、他大学からも、司法試験指導に熱意のある教授、助教授を招聘し、右コースを終了すれば、司法試験に合格できるようなものとする。

第三、学生会館（駿河台所在）において卒業生を対象とした

法職講座を開設すべきである。

一、この対策の要旨

学生会館において卒業生を対象とした法職講座を開設すべきである。

1. 実施主体

原則として現在の法職講座運営委員会を主体とする。

2. 対象

人数約三〇〇名

少なくとも試験による選抜を行うか、択一試験合格者に論文試験成績表（昭和五六年度からは論文試験不合格者には成績を公表している）を持参せしめ、その成績による選抜を行うべきである。

3. 場所

(一) 百周年記念会館完成前の段階では、少なくとも左記(二)(1)(2)に近い規模で、現在の学生会館または理工学部校舎の一部の無償提供を受ける。

(二) 百周年記念会館完成後は、次の部屋を確保する

(1) 講義室（三〇〇名以上収容規模で、答案練習にも利用できるもの一室）

(2) ゼミ室（一〇名収容規模のもの一〇室以上）

(3) 自習室（一〇〇名以上収容規模で、一人一机設備のもの一室）

(4) 図書室（一〇〇名以上収容規模のもの二室）

右(3)(4)は選抜外の卒業生にも開放する。

(5) 事務室

4. 使用時間

午前八時から午前0時まで。

5. 事務員など

専風の事務員若干名、および深夜警備要員若干名（これは受験生から募る）を置き、管理・運営にあたらせる。

6. 講座の内容

(一) 司法試験合格の心がまえ、勉強方法、論点表等を含む小冊子を作成して配布する。

(二) コース別講座について

(1) 論文直前コース（択一試験発表後論文直前まで）

若手法曹による一〇名以内の少数精鋭の答案作成セミナーを集中的に行なう。ここでは論文の書き方の細かい指導や不得意科目の補強、予想問題およびその論点の分析等の指導を行う。併せて論文試験受験に当っての心がまえも指導する。この時期は論文を『書き慣れる』ことが重要なので週に二回程度答案練習を行い、講師が模範答案を示す必要がある。また現在行われている理工学部での直前講義も併行して実施する。

(2) 口述コース（論文試験合格発表後口述試験直前まで）

実際に即した口述試験ゼミを実施する。近時は口述試験で不合格となる者が五〇ないし一〇〇名いるので、口述試験の要領を会得させる必要性も高い。例えば、上らないコッヤ、上るといふことメカニズムについて、精神医学者・心理学

者による特別講義・カウンセリングなども実施すべきであろう。

(3) 実力養成コース（口述試験合格発表後択一試験直前まで）

第一に、毎年一月頃から翌年三月頃まで、その年の合格者が担当する小人数の個人ゼミナルを実施する。これは、昭和五六年度から実施され、かなりの効果を上げている。合格者から刺激を受け、いかなる能力を司法試験が求めているのか等、きめ細かな指導を行うことが可能である。また受験生の希望する科目や不得意科目等多様な指導を受けられる。

特にこのような指導はほかでは行われていないので、本講座の『目玉商品』である。

第二に、答案練習会を実施すべきであるが、他の答案練習会との調整、費用など、検討を要する課題が多い。

7. 管理・運営

(一) 管理・運営の機関は法職講座運営委員会とする

(二) 右委員会の下に、特別の事務局を設置する。

(三) 費用は、原則として受講生に負担させ、不足分は大学が負担する。

(四) 広報は日刊新聞・学員時報・受験雑誌等に掲載して行なう。

二、この対策を必要とする理由

1. 総論で述べたように、卒業生の受験者らの状況は放置できないものがある。各々が孤立し、大学はもとより先輩・

後輩間などの交流もなく、意欲のあるものはやむなく受験産業に通うほかない。

しかし、都心部に卒業生の集まる場所を設定し、安価で質の高い受験システムを設置すれば、非常な救いになる。合格ポーターライン層は圧倒的に卒業生が占め、大部分が都心部に居住し、基礎的な知識・学力はかなり持っていて、一人よがりの勉強をしていて、司法試験で真に要求されるものを知らず伸び悩んでいる。わずかなきつかけと指針を与えれば実力が飛躍的に伸び、合格しうる者が多い。このような実情に鑑みれば、早急に都心部で卒業生を対象とした法職講座を開設する必要がある。

## 2. (一) 対象について

現在中大の択一合格者は毎年約八〇〇名であるが、そのうち最終合格者は約八〇名であり、毎年約七〇〇名が論文試験で不合格となっている。この大多数は、都心部在住の卒業生であり、論文試験の指導をすれば、論文合格者を飛躍的に増大させることができる。

但し、択一合格者の中には、すぐには論文合格者を望めない者が多数いることも事実である。そこで、限られた人的・物的設備の中で最大の効果を上げるためには、より合格に近い者を選ぶことが必要である。近年不合格者には、論文成績票が交付されるのでこれを利用してにより選別は可能である。

約三〇〇名に限定したのは、第一に、近い将来合格する可

能性があるのは、七〇〇名のうち半数程度であると考えられること、第二に、個別指導にあたり若手弁護士、合格者(研修所入所前)は約六〇名であることによる。

## (二) 場所について

卒業生の多くが都心部に居住しているので交通の便の良い大学会館または理工学部校舎が適当である。

特に自習室を必要とするのは、都心において、卒業生が集まる場所がなく、孤立した状態による弊害を除去するためである。

自習室は長時間開放することが望ましい。

## (三) 費用について

本講座の運営には、相当額の費用が必要となるが、受講生の負担額が最も問題となろう。

いずれにせよレベルの高い充実したゼミ等を用意すれば、受講者も少々の負担は甘受するであらう。

以上



## 資料

	学校別・年度別合格者数												(カ)コ内注在学者数(示示)						
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年
(国立大)	92(62)	89(51)	79(53)	55(32)	28(15)	36(16)	46(26)	57(24)	56(23)	59(33)	36(19)	51(25)	46(23)	65(30)	78(34)	67(35)	102(68)	126(91)	118(91)
東大	35%	33%	29%	21%	13%	14%	17%	19%	19%	17%	11%	14%	12%	14%	15%	13%	19%	22%	21%
京大	26(13)	17(5)	20(7)	25(14)	15(9)	27(16)	33(17)	30(14)	43(15)	24(9)	32(14)	35(15)	32(12)	18(3)	28(12)	37(9)	41(17)	53(29)	41(17)
10%		7%							7%							7%			
(私立大)	59(35)	55(26)	93(41)	63(42)	71(16)	68(10)	62(12)	83(7)	60(6)	106(8)	95(9)	102(7)	138(10)	144(14)	159(16)	170(21)	148(18)	145(12)	139(16)
中大	22%	20%	34%	24%	31%	27%	23%	28%	20%	31%	32%	28%	36%	31%	32%	33%	28%	26%	26%
早大	6(1)	19(8)	8(2)	10(7)	7(3)	7(0)	4(1)	11(1)	12(2)	22(2)	17(2)	18(1)	17(1)	29(2)	34(3)	34(5)	33(4)	23(2)	50(7)
2%	7%	3%	4%	3%	2%	1%	3%	4%	6%	5%	5%	5%	4%	6%	7%	7%	7%	4%	9%
受検者数	2,590	2,808	3,688	4,761	5,138	5,250	6,347	6,737	6,920	7,109	7,855	8,363	10,909	10,762	11,686	12,698	13,644	14,887	16,460
合格者数	255	269	272	253	224	250	264	297	286	346	319	345	380	459	496	508	526	554	537

43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年
100(70)	84(49)	89(35)	127(92)	108(40)	90(33)	95(47)	108(59)	101(45)	89(36)	94(42)	90(45)	89(39)	101(42)	78(31)	83(32)	102( )
19%	17%	18%	24%	20%	17%	19%	23%	22%	19%	19%	18%	18%	23%	17%	19%	22%
(東大)																
38(23)	36(17)	30(8)	37(12)	43(20)	63(29)	41(14)	42(11)	48(15)	28(9)	33(16)	44(21)	42(16)	44(21)	29(10)	36(19)	25( )
					11%	8%	8%	10%	6%	6%	8%	8%	9%	6%	8%	5%
(中大)																
132(12)	130(6)	133(6)	116(3)	100(5)	130(2)	85(2)	77(3)	69(1)	71(2)	87(2)	83(2)	86(0)	58(0)	90(3)	63(3)	84( )
25%	26%	27%	22%	19%	24%	17%	16%	15%	15%	18%	17%	18%	13%	20%	14%	18%
(早大)																
47(6)	54(15)	71(6)	47(3)	56(3)	54(2)	70(5)	52(3)	45(2)	58(4)	68(3)	75(6)	61(3)	56(4)	72(4)	88(5)	76( )
9%	11%	14%	9%	10%	10%	14%	11%	10%	12%	14%	15%	13%	13%	16%	20%	16%
17,927	18,453	20,160	22,336	23,425	25,339	26,708	27,791	29,088	29,214	29,390	28,622	28,656	27,816	26,317	25,135	23,958
525	501	508	533	537	537	491	472	465	465	485	503	486	446	457	448	453

昭和六〇年五月一三日

中央大学教授陣の強化充実に関する意見書

中央大学法曹会

幹事長 信部 高雄

学校法人中央大学理  
事長同総長職務代行

渋谷 健一 殿

中央大学学長 川添利幸 殿

中央大学法曹会は、中央大学の教授陣の強化充実を図るための問題点とその方策について左記のとおり意見書を提出します。

## 記

意見の要旨

中央大学法学部の教授、助教授、講師、助手を含めた教授陣の強化充実を図る必要があり、その問題点と方策は次の通りである。

意見の内容

一、中央大学法学部に、他大学出身の教授等（特に教授、助教授）を積極的に招聘すべきである。

現在の中大法学部に於ても、内外に業績を高く評価されている教授、助教授も多いが、他大学の教授を招き交流を図ることにより、向学心に

燃える学生に魅力ある講義を提供することにもなり、更に教授陣の切磋琢磨の実を挙げ、研究教育内容の一層の質的充実が期待される。昭和五九年度中大法学部法律学科専任教員（教授、助教授、助手）五二名中、他大学出身は沼正也教授（民法、東大）本間修平助教授（法史学、東北大）の僅か二名であり、殆ど中大出身者を以て占められている。

東大法学部に於ても、広く他大学の教授に門戸を開き、教授として迎え入れている。例えば東北大の樋口陽一教授（憲法、東北大出）、北大の米倉明教授（民法、東大出）、神戸大の芝原邦爾教授（刑法、東大出）、上智大の松尾浩也教授（刑訴、東大出）などである。

又私大に於ても国立大学の教授を定年前に迎えたものが多くある。即ち、明大の和田英夫教授（憲法）は東大出身であるが、北大を経て明大教授となり、同じく明大の椿寿夫教授（民法）も京大出身であるが、大阪市大、筑波大を経て明大教授になっている。

その他、北大出身の内田文昭教授（刑法）も北大を経て帝京大教授となり、また東大出身の田宮裕教授（刑訴）も北大を経て立教大教授にな

つている例もある。

二、大学は法曹実務家（裁判官、検察官、弁護士）を講師として法学教育の一端を担当させる方を講ずべきである。専門教育科目の編成の都合もあるが、従前に比し、大学の法学教育に対する実務家の関与が減少している。実務家講師が学生に対して生きた法律を教えることにより、学生が法律学習に一層の興味と関心をもち、教育効果を高めることは望ましいものである。裁判所、法務省も裁判官、検察官の講師就任については勤務に差支えない範囲に於て認める方針である。最近文部省が、大学設置基準の一部を改正し、民間人の登用に弾力的に運用できる通知を、去る二月十四日までに各国公立私立大学長（短大を含む）あてに出したことは注目に値するものといつてよい。

法律を学ぶ学生が、卒業後も変動する実社会に於て十分の対応ができるためには、法学教育に於ても新しい観点に立った実務教育が必要である。

そのためには広く一般民間人からの大学教員登用が望まれ、とくに法曹実務家の活用が必要とされるが、大学当局も今後新しい法学教育を行

うために、多くの法曹実務家を活用することを期待するものである。

三、中央大学発行の「法学新報」の充実を図るべきである。法学新報はいうまでもなく、法学部の伝統を誇る機関誌であり、法学部教員の研究成果発表の場でもあるが、現在発行部数が僅か五百部とは嘆かわしい次第である。

同誌に教授、助教授、実務家による判例研究、判例批評論文等を掲載し、一層の充実をはかることにより、発行部数の増大が期待されるが、法曹会に於ても編集並びに購読拡大に協力するなど積極的な支援を惜しむものではない。

四、その他、審議の過程に於て、中大法学部教授陣（教授、助教授、講師、助手を含めて）の強化充実を図るために十年毎に試験を実施すべしとか、研究論文の発表を義務づけよとか、巷間伝えられる法学部における派閥を解消すべしとか、多くの卒直な意見が表明された。要は、わが中大の教授陣の諸君に大いに勉励の上、学問上の実績を挙げ、もって学生の法学教育に万全を期してもらいたいということであり、中大法曹会としても、今後とも母校の興隆発展のために一層の協力をする所存である。

以上

昭和六〇年五月一三日

中央大学法学部の入学試験の改善に関する意見書

中央大学法曹会

幹事長 信部高雄

学校法人中央大学理  
事長同総長職務代行

渋谷健一殿

中央大学 学長

川添利幸殿

中央大学法曹会は、中央大学法学部の入学試験に關して、左記のとおり意見書を提出します。

## 記

意見書の要旨

入学試験制度を改善する必要がある

改善を必要とする理由

一、序説

大学入学試験制度の改善は、明治に大学が創設されて以来研究を重ねられて今日に至ったもので、一朝一夕に改革することは甚だ困難である。しかし、今日では各大学において思い切った改革が行われて、かなりの成果を収めているようである。中央大学においても、新しい推薦

入学制度を採用し学界で注目されている。その結果については、直ちに成果が現れるかどうか若干の期間の経過を見る必要がある。法学部においても試験制度について改善が施されているようであるが、より多くの法曹を生むために今直ぐ大改革を実現することは、採点や入学手続の關係で難かしいようである。

二、改革の必要性

(1) 従来の制度でどんな点に短所・弊害があったかを検討・発見することによって、改革すべき点が把握できる。中大法曹としては、立派な人間でも将来の日本の法曹界を担うような人物をより多く中大から育て上げなければならぬとの宿命にも似た希望を持っている。ところが最近の司法試験合格者の減少は、大学に入ってくる学生の素質が法学教育に適しないために、中大における法学教育の成果が上がらないのではないかと考えられている。

(2) 次に中大が郊外に移転した為に、通学上の不便と学生に課せられる施設設備資金の負担などの経済的理由等により、優秀な学生の多くが中大の入学試験に合格しても、中大に入学手続をとらないで、早稲田や上智などに入学する傾向がある。それは当然のことで、新宿からの交通費だけでも学生にとってはかなりの出費である

から、中大と他の大学の両方とも合格した場合  
は、都心に近い大学に入学することになる。こ  
れは入学試験制度を、どんなに改革しても解決  
できない問題であつて、優秀な入学試験合格者  
に大学として特別の経済的優遇措置をとらない  
限り、このハンディを補うことはできない。

(3) 司法試験合格のためには、学んだことや考え  
たことを答案にまとめて発表する能力が必要で  
ある。今日の短答式解答では、そのような文章  
力を期待することは無理なので、中大の司法試  
験受験者が短答式では他を遥かに引き離してい  
るのに、論文式試験での歩止まりが極めて悪く  
なっている事実も、冷静に直視しなければなら  
ない。

(4) 司法試験受験のためには、マラソン選手のよ  
うに長期間の勉強に耐え抜く忍耐力が必要であ  
る。何枚かの入学試験用紙からは学生の頑張り  
のきく素質を直ちに見抜くことはできない。長  
期間の勉強に耐える人間であるかどうかを見抜  
く方法を研究し、合否判定の際にこれを斟酌す  
ることが必要である。

### 三、改革の方策

以上述べた現在の試験制度の欠陥を是正するに  
は、多少の経費や時間をかけても次の方策をと  
ることが望ましい。

(1) 入学試験においては、語学偏重でなく、標準  
程度の語学力を備えておれば、他の学科で優  
秀な成績の者を特別考慮するようにする。

(2) 日本語の論文を必ず実施する。

(3) 高等学校三年間の成績を入学試験の学科の成  
績総合点に加算する。

例えば一〇〇点満点の場合英語・国語・社会・  
数学・論文等の学科試験が合計して六〇点満点  
とすれば、高等学校の成績を四〇点満点として  
合格点を決めること。この場合学校差など余り  
重要視しない方がよい。一つの高校で上位の者  
は、大学に入学した後で必ずよい成績を収め得  
るものである。高等学校三年間の成績が優秀で  
あることは、その受験生に忍耐力があり、学校  
の教科をまじめに勉強していることの証明とな  
る(例えば、現在の中大法学部教授、法曹会幹  
部となつている人は、すべて中大入学前、中・  
高等学校で優秀な成績であつた人が多い)。ま  
た、高等学校における学級委員とか、生徒会長  
などの経歴も判定の資料とすべきである。浪人  
して予備校に一年通学すれば、偏差値を何点か  
上げ得る実力がつくとの事であるが、在学中に  
合格でき、而も社会的に貢献できるようなフレ  
ッシュで有能な学生を得るためには、右の選抜  
方法が最良であると考える。

以上

昭和六〇年五月一三日

学研連棟を校門外に移転することについての要望書

中央大学法曹会

幹事長 信部 高雄

学校法人中央大学理事  
長同総長職務代行

渋谷 健一 殿

## 記

要望の趣旨

中央大学法曹会は、学研連研究室棟を校門外（正門前）の別紙略図（注、省略）記載位置に移転されたく要望いたします。

要望の理由

一、本学は、かつて司法試験合格者数に於いて全国大学中第一位の名声を長らく維持してまいりました。しかるに、近時司法試験合格者数は、必ずしも芳しくなく、このため従前には本学を旨指したのであるう優秀な学生が、他の大学法学部に目を向けているとの噂も聞き及んでおりましたが、今日ではそれが実証されるまでに至っているのではないかと思考するものであります。斯様な状態が継続すれば、本学学生の質はさらに低落

の傾向をたどるのではないかと、この危惧の念さえ禁じ得ないものがあります。

二、特に近時学研連所属の学生の司法試験合格者数は、最盛期と比較して激減しております。その原因は種々考えられるところではありますが、少くとも現研究室棟の位置もその一つであることは、法曹会会員の一致した意見であります。かつて駿河台校舎当時においては、学研連所属の学生は、夏休みは当然として益も正月もなく、午前八時より午後一時、時により一二時迄体力の続く限り勉学に励んでいました。それが現在では大学の警備の都合により、夏季休暇、春季休暇、日曜日あるいは入学試験期間等にも、研究室棟の利用を制限されるため勉学時間に制約をうけております。このように、十分な勉強が出来ない状態は、学研連所属学生の合格率向上のために解消されなければならないものであります。

三、本学の司法試験合格者数が増加することは、たんに法学部の名声を高めるだけでなく、本学他学部の学生の質の向上をももたらすものであり、全学の発展が期せられるものと信ずるものであります。

よって、別紙略図記載の位置に学研連棟の移転を検討されたくここに要望するものであります。

以上